

第1章 第5次医療法改正の概要

1 医療法改正

平成18年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）のうち、医療法人に関する規定については、平成19年4月1日から施行されました。

2 改正の内容

（1）医療法人の業務内容の拡大

医療法人が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を管理する業務が、本来業務として明確に規定されました。

ただし、指定管理者として公の施設の管理のみをする医療法人を設立することは、法第39条の趣旨に違反するため、認められません。

また、医療法人の附帯業務の範囲が、下記のように拡大されました。

ア 社会医療法人（下記の（2）参照）の場合、第1種社会福祉事業のうち、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設、厚生施設及び軽費老人ホーム（A型、B型）を除くものの実施が可能になりました。

イ その他の医療法人（社会医療法人を含む。）の場合、第2種社会福祉事業のうち、児童家庭支援センターを除くもの及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する有料老人ホームの実施が可能になりました。

さらに、平成19年5月30日より、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅の設置が、医療法人の附帯業務として新たに追加されました。

【医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条】

なお、附帯業務を含む医療法人の業務の範囲の詳細については、巻末の参考資料「医療法人の業務の範囲」を御覧ください。

(2) 社会医療法人制度の創設

へき地医療や小児救急医療など地域で特に必要な医療の提供を担う医療法人が新たに社会医療法人として位置付けられました。社会医療法人は、一定の要件を満たし、都道府県知事の認定を受ける必要がありますが、開設する医療施設の業務に支障のない限り、その収益を医療施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣の定める収益業務を行うことができます。ただし、収益業務に関する会計は、医業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。【法第42条の2】

また、社会医療法人は、社会医療法人債の発行による資金調達が認められることになりました。【法第54条の2から第54条の8】

(3) 残余財産の帰属すべき者

残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団医療法人、社団医療法人で持分のないもの、都道府県医師会又は郡市区医師会であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるものとされました。

【法第44条第5項】

また、法改正に伴い、施行日以降に新たに医療法人の設立認可の申請を行う場合、設立後の医療法人は、財団医療法人又は社団医療法人で持分のないものに限られることとなりました。

なお、既存の社団医療法人で持分の定めのあるものについては、当分の間は、「経過措置型医療法人」と位置づけられ、法第44条第5項の規定は適用されず、旧医療法第56条の規定がなお効力を有するとされています。【改正法附則第10条第2項】

ただし、残余財産の帰属すべき者に関する規定について定款又は寄附行為の変更認可申請を行い認可を受けた医療法人は、その後経過措置型医療法人へ後戻りすることはできません。

(4) 医療法人の管理体制の見直し

理事若しくは監事又は社員総会若しくは評議員会の各機能が明確に規定され、役員の任期は2年を超えることができないものとされました。ただし、再任を妨げません。

【法第46条の2から第49条の4】

医療法人が毎会計年度終了後に作成する書類として、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書とし、これらの書類の知事への届出及び閲覧に関する規定が整備されました。【法第51条から第52条】

(5) 医療法人の資産要件の見直し

医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとされました。【医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の34】

(6) 基金制度の利用

医療法人の非営利性の徹底に伴い、持分の定めのない社団医療法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより基金の制度を採用することができることとなりました。【規則第30条の37、38】

ただし、社会医療法人及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（特定医療法人）は、基金制度を採用することはできません。

(7) 経過措置

ア 定款（寄附行為）の変更

既存の全ての医療法人は、施行日（平成19年4月1日）から1年以内（平成20年3月31日まで）に、必要となる定款（寄附行為）の変更認可申請をしなければなりません。【改正法附則第9条】

イ 残余財産

既存の医療法人については、法第44条第5項の規定は適用されません。

【改正法附則第10条】

ウ 役員任期

施行日に役員である者の任期は、施行日におけるその者の役員としての残任期間と同一の期間とされます。【改正法附則第11条】

エ 会計年度終了後に作成する書類（決算書類）

新法の規定は、施行日以降に始まる会計年度に係る決算書類から適用され、施行日以前に始まる会計年度に係る決算書類については、従来どおりの手続になります。

【改正法附則第12条】

【参照通知】

平成19年3月30日付け厚生労働省医政局長通知「医療法人制度について」（医政発第0330049号）

平成19年3月30日付け厚生労働省医政局長通知「医療法人の附帯業務について」

（医政発第0330053号）

平成19年3月30日付け厚生労働省医政局長通知「医療法人の基金について」

（医政発第0330051号）

平成19年3月30日付け厚生労働省医政局指導課長通知「医療法人における事業報告書等の様式について」（医政発第0530011号）

平成19年5月30日付け厚生労働省医政局長通知「医療法人の附帯業務の拡大について」

（医政発第0530011号）

平成19年12月14日付け厚生労働省医政局長通知「医療法人の附帯業務の拡大について」

（医政発第1214001号）

第2章 医療法人設立認可後の手続

山形県知事（以下「知事」という。）から医療法人の設立認可書を受領した後は、次に示す法上の事務手続を行ってください。

なお、医療法人に係る各種申請書・届出書の提出先は、全て主たる事務所所在地の保健所となります。

1 医療法人設立登記

(1) 設立登記の手続

ア 医療法人は設立認可を受けた後、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。【法第46条】

イ 医療法人の登記に関する手続は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）により、規定されています。

ウ 設立時の登記事項及び登記例は次のとおりです。

	登記事項	登記例	備考
1	目的及び業務	病院（診療所又は介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とし、次の病院（診療所又は介護老人保健施設）を開設する。 医療法人〇〇会〇〇病院（診療所・介護老人保健施設） 山形県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
2	名称	医療法人〇〇会	
3	事務所の所在場所	山形県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
4	代表権を有する者（理事長）の氏名、住所及び資格	山形県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 理事長 〇〇 〇〇	
5	存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由		法定の解散事由は登記する必要はありません。
6	資産の総額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也	貸借対照表の純資産の額とします。

エ 医療法人の設立の登記は、設立認可書を受領した日から2週間以内に、主たる事務所の所在地の登記所で登記しなければなりません。

(2) 設立登記届の提出

ア 登記を済ませたら、法人の登記事項証明書を添付のうえ「医療法人登記完了届」を知事あてに2部（正1部・副1部）提出してください。

【医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「法施行令」という。）第5条の12】

イ 抛出（出資）又は寄附を受けて法人の資産となった土地及び建物については、所有権移転登記を行ってください。

2 病院、診療所又は介護老人保健施設の開設

（1）開設手続

設立の登記が完了したことにより、医療法人が成立することとなります。

医療法人成立後、定款（寄附行為）に定める病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の開設の手続を行ってください。

設立後1年以内に正当な理由がないのに病院等を開設しないときは、設立の認可を取り消すことがありますので注意してください。【法第65条】

（2）病院・診療所の開設の手順及び申請書類

開設の具体的な手順及び申請書類は次のとおりです。

ア 設立登記後、定款（寄附行為）に定める病院等の開設許可申請を行ってください。

【法第7条第1項】

イ 医療法人の設立に伴って診療所の開設者を医師・歯科医師から医療法人に変更したときであっても、病床を持つ診療所である場合は、併せて病床の設置許可申請を行っていただく必要があります。【法第7条第3項】

ウ アによる開設許可を受けた後、当該病院等の使用開始予定時期を考慮した上で使用許可申請を行ってください。【法第27条】

（病床を有しない診療所の場合は、この申請は不要です。）

エ ウの許可を受け開設後10日以内に開設届を提出してください。

病床を有しない診療所については、（ア）による開設許可を受けて開設後10日以内に、開設届を提出してください。【法施行令第4条の2第1項】

なお、個人開設等から医療法人開設に切り替えた場合は、従来の開設者名で廃止届を上記開設届と同時に提出してください。【法第9条第1項】

（開設年月日は、廃止年月日の翌日としてください。）

(参考) 申請書等一覧

申 請 書	提出先	許可(受理)権者	部数		様式番号
			正	副	
病院（診療所）開設許可申請書	保健所	知 事 保 健 所 長	1	1	様式第1号
診療所病床設置許可申請書	保健所	知 事	1	1	様式第1号の2
病院（診療所）使用許可申請書	保健所	知 事 保 健 所 長	1	-	様式第17号
病院（診療所、助産所）開設届	〃	〃	1	1	様式第4号
病院（診療所、助産所）廃止届	〃	〃	1	1	様式第9号

(注) 様式番号は、医療法施行細則（昭和41年山形県規則第73号）に規定されている番号です。また、許可権者に知事と保健所長が併記されているものについては、病院の場合は知事が、診療所の場合は保健所長が許可権者となります。

3 その他の手続

医療法人化により、保険医療機関の指定申請等東北厚生局への手続のほか、税務署、県総合支庁税務課、市町村、労働基準監督署等の諸官庁への手続も必要です。

そのほか、銀行口座の変更、電気、水道、ガス、電話等の名義変更や、拠出（出資）又は寄附を受けて法人の資産となったものの名義の書換え手続も必要となります。

また、医療法人の常勤役員、従業員等そこで働く方はもちろん、理事長も法人に使用される者として健康保険、厚生年金保険に加入することが義務付けられているため、加入の手続が必要になります。

第3章 医療法人の管理運営の手続

1 会 議

(1) 会議の種類

ア 社団医療法人には、医療法人の定款の規定に基づき、会議として社員総会と理事会の2つが設置されており、社員総会は、定時総会と臨時総会とに分けられます。

一般的には、定時総会は毎年2回開催されることとなります。

社員総会の議決事項、手続については、定款の規定に従って行ってください。

イ 財団医療法人の会議には、医療法人の寄附行為の規定に基づき、理事会と評議員会との2つがあります。開催の手続、議決事項については、寄附行為の規定に従って行ってください。

なお、法の改正に伴い、財団医療法人には必ず評議員会を置くことになりました。

【法第49条から第49条の3】

(2) 社員総会（財団医療法人の場合は理事会）の運営方法

ア 社員総会は、法人の最高意思決定機関であり、少なくとも年1回定款（寄附行為）の規定により、定期的を開催しなければなりません。【法第48条の3第2項】

また、このほか定款の定めるところにより、議決すべき議題がある場合は、その都度、臨時総会を開催することとなります。

イ 社員総会の議長は、社員総会において選任します。【法第48条の3第4項】

ウ 議決を要する事項は、定款の規定に従うこととなりますが、例示すれば次のとおりです。

（例：会計年度が4月1日～3月31日で、3月と5月に定時総会を開催する場合）

社員総会の 開催時期	内 容
3 月	<ul style="list-style-type: none">・ 翌年度の事業計画の決定及び予算の決定・ 翌年度の借入金限度額の決定・ 次期役員の変更（任期満了の年のみ）
5 月	<ul style="list-style-type: none">・ 前年度決算の決定・ 剰余（損失）金の処理

随 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員の入社及び除名の決定 ・ 社員の入退社に伴う出資持分の変更及び払戻し（ただし、社員の身分を持したままでの払戻しはできません。） ・ 定款の変更 ・ 基本財産の設定又は処分（担保提供を含む。） ・ 抛出（出資）又は寄附申込の承認 ・ 事業計画及び予算の変更 ・ 役員の変更（理事・監事に欠員の生じたとき及び増員）
-----	---

エ 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から請求があった場合は、その日から20日以内に臨時社員総会を開催しなければなりません。【法第48条の3第5項】

オ 会議の招集手続は、定款の規定に従って行ってください。

通常、期日の少なくとも5日前までに、会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知することとなっています。

カ 社員総会の議事は、定款の規定に従って行ってください。

議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決することとなります。また、議長は、社員として議決に加わることはできません。

【法48条の3第10項、第11項】

なお、定款にもよりますが、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する、と規定されている場合は、それに従ってください。【旧モデル定款】

また、新モデル定款では、解散については、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、決議することができない、とされています。

キ 社員は、社員総会において、1個の議決権及び選挙権を有しています。出資の有無、大小にかかわらず注意してください。【法第48条の4】

ク 会議の議決事項につき、特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できません。

(3) 評議員会の運営方法（財団医療法人の場合のみ）

ア 評議員会は理事長が招集しますが、議長は評議員の互選によって定めます。

【法第49条第3項】

イ 会議の招集手続は寄附行為の規定に従って行うこととなりますが、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、会議を招集しなければなりません。

【法第49条第5項】

ウ 総評議員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができません。また、議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによります。【法第49条第6項、第7項】

エ 評議員は、評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有していることや、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できないこと等は、社員総会の場合と同様です。【法第48条の4】

オ あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項は例示すれば次のとおりです。

(ア) 寄附行為の変更

(イ) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）

(ウ) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更

(エ) 収支予算及び決算の決定

(オ) 剰余金又は損失金の処理

(カ) 借入金額の最高限度の決定

(キ) 本財団の解散

(ク) 他の医療法人との合併契約の締結

(ケ) その他重要な事項

上記の事項は、寄附行為に規定をおくことによって、評議員会の議決を要するものとすることができます。【法第49条の2】

(4) 議事録の作成

会議が終了したら必ず議事録原本を作成し、大切に保存しておいてください。

議事録記載事項を例示すると次のとおりです。

ア 日時、場所及び出席者名

イ 議長の定足数確認、開始宣言及びその時刻

ウ 報告事項

エ 議 題

項目ごとに提案し、発言、討議及び決議の内容の要旨を記載

オ 議長の終了宣言及びその時刻

カ 出席社員全員の記名・押印

社団医療法人の場合の理事会、財団医療法人の場合の評議員会の運営もこれに準じますが、医療法人において、別に細則を設けている場合はそれに従ってください。

2 役員

(1) 役員の種類及び人数

医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。ただし、医師又は歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を1か所のみ開設する医療法人に限り、知事の認可を受けて、1人又は2人の理事を置くことができます。この場合でも、可能な限り、2人の理事を置いていただきます。【法第46条の2】

(2) 役員要件

成年被後見人又は被保佐人など、法第46条の2第2項に該当する者は、医療法人の役員になることはできません。また、役員は、自然人に限られます。

また、医療法人と関係のある営利法人の役員が医療法人の役員に就任することは、非営利性という観点から適当ではありません。

第46条の2 医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事を置くをもって足りる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 役員任期

役員任期は2年を超えることはできません。ただし、再任を妨げません。

【法第46条の2第3項】

(4) 理 事

ア 理事は、医療法人の常務を処理しなければなりません。

イ 理事には、医療法人が開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を入れなければなりません。ただし、多数の病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者については、知事の認可を受けた場合、理事に加えないことができます。

管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うこととなります。

【法第47条】

ウ 管理者を変更する場合は、原則として、理事の交代となりますので、社員総会（財団医療法人の場合は評議員会）で選出することとなります。選任後は、「医療法人役員変更届」を知事あてに2部（正1部・副1部）届け出なければなりません。

【法施行令第5条の13】

この届出のほか、病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者変更の手続も必要となります。

エ 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内にこれを補充しなければなりません。【法第48条の2】

(5) 理 事 長

ア 理事のうち1人は理事長とし、定款又は寄附行為の定めにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出することとなります。【法第46条の3】

イ 理事長は医療法人を代表し、その業務を総理します。【法第46条の4】

なお、理事長を医師又は歯科医師とした趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因した問題が引き起こされるような事態を未然に防止しようとするものです。

ウ あらかじめ知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから、理事長を選出することができることとなっています。ただし、この認可を受けるには一定の要件が必要となりますので、事前に御相談ください。

【医療法第46条の3第1項ただし書】

(6) 常務理事

常務理事は、理事長を補佐して医療法人の常務を処理し、理事長に事故があるときはその職務を行うものです。

常務理事は、法的根拠がある役職ではないですが、定款（寄附行為）に定めることによって置くことは可能です。

(7) 監事

ア 監事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはいけません。【法第48条】

監事の職務は、法第46条の4第7項に規定されています。

イ 監事の選任に当たっては、監事としての職務を適正に行うことができる方を選んでください。また、他の役員等と親族等の特殊の関係にある者（配偶者、両親、子供等）は好ましくありません。【医療法人運営管理指導要綱】

第46条の4

7 監事の職務は、次のとおりとする。

一 医療法人の業務を監査すること。

二 医療法人の財産の状況を監査すること。

三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。

五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

六 財団たる医療法人の監事にあつては、前四号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

(8) 役員の変更

ア 理事長、理事、（常務理事）、監事など定款（寄附行為）で定める役員は任期が定めら

れており、2年を超えることはできません。【法第46条の2第3項】

したがって、任期ごとに社員総会（財団医療法人の場合は評議員会）において改選を行わなければなりません。

この場合、社員総会で選ぶのは理事及び監事で、理事に選ばれた者は、理事会において理事長（及び常務理事）を互選します。

イ 前述のとおり、法第46条の2第2項に該当する者は、役員になることはできません。

3 評議員

ア 法改正に伴い、財団医療法人には必ず評議員会を置かなければならなくなりましたが、評議員会を組織する評議員の人数は、理事の定数を超えていなければなりません。

【法第49条】

イ 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱します。

（ア）医師、歯科医師、薬剤師、看護師及びその他の医療従事者

（イ）病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者

（ウ）医療を受ける者

（エ）その他

なお、評議員は役員を兼ねることはできません。【法第49条の4】

4 各種届等

（1）役員変更届

医療法人の役員を変更したときは、遅滞なく「役員変更届」を知事あてに2部（正1部・副1部）提出しなければなりません。提出する場合の添付書類は以下のとおりです。【法施行令第5条の13】

ア 役員に就任する場合（新任）

（ア）役員改選を行った社員総会（理事会）の議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）

（イ）新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書

（ウ）理事長が変更になる場合は、医師（歯科医師）免許証の写し

イ 任期途中で辞任する場合

（ア）辞任届

ウ 任期満了で重任した場合

(ア) 役員改選を行った社員総会（理事会）の議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）

エ その他、死亡等にかかる変更についての添付書類は不要です。

(2) 決算届

医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、理事は事業報告書等を監事に提出しなければなりません。【法第51条】

監事は、事業報告書等を監査し、監査報告書を作成して会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出します。【法第46条の4第7項】

その後、医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、「医療法人決算届」により、事業報告書等及び監事の監査報告書を知事あてに3部（正1部・副2部）届け出なければなりません。【法第52条】

《決算を届ける場合の提出書類》

ア 医療法人決算届

イ 添付書類

(ア) 事業報告書

(イ) 財産目録

(ウ) 貸借対照表

(エ) 損益計算書

(オ) 監事の監査報告書

(3) 書類の整備・閲覧

(2) イの(ア)から(オ)までの書類及び定款（寄附行為）は、医療法人の各事務所に備えておき、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければなりません。【法第51条の2】

また、都道府県は、同書類について閲覧請求があった場合は、閲覧に供しなければならないこととされています。これに関しては、請求権者は法に規定されておらず、全ての方が対象となっています。【法第52条第2項】

なお、閲覧に供する書類は、平成19年4月1日以降に開始される会計年度にかかる事業報告書等から対象となり、直近3年分となります。【規則第33条の2第2項】

(4) 登記完了届

医療法人は、設立認可後、設立の登記をしなければなりません。その後、登記事項に変更があった場合や解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の場合にも、登記を行わなければなりません。【法施行令第5条の12】

ア 変更登記

医療法人が通常行う変更登記には、次のようなものがあります。

(ア) 毎年必ず登記するもの

資産総額の変更登記

(毎年度決算終了後、貸借対照表に記載された純資産の額を登記します。)

(イ) その都度登記するもの

① 理事長の変更

住所変更・改姓名を含みます。また、任期満了で改選し、再び理事長に就任した場合も登記が必要です。

② 定款（寄附行為）変更認可を受けた登記事項の変更

例：名称の変更

新たな病院、診療所の開設

③ 事務所所在地の変更

ただし、他道府県への変更は事前に御相談ください。

イ 登記の時期

(ア) 登記事項の変更の場合（下記の（イ）の場合を除く。）

変更後2週間以内

(イ) 資産総額の変更の場合

事業年度終了後2月以内

前述の登記をしたときは、「医療法人登記完了届」を知事あてに2部（正1部・副1部）届け出なければなりません。

(4) その他の届出及び申請

定款（寄附行為）を変更する場合は、知事の認可（知事に届出）を受けなければ、変更することができません。（詳細は第4章に記載）

5 法人運営上の留意点

(1) 基本的事項

ア 法人の行う行為は、すべて定款（寄附行為）、法令又は社員総会等の決定に拘束され、理事長といえども独断で処理することはできません。

日常の業務、金銭出納等については、社員総会等の委任を受けているものと見なすことができますが、一定の規模を超える新たな義務の負担（借入金・改修工事・高価な物品の購入で予算に計上されていないもの）などは必ず意思決定機関である社員総会（財団医療法人の場合は理事会）の議決を経なければなりません。

イ 理事は、法人の資産の管理・経理において、私生活のそれと混同することは禁じられています。また、資金の一時融通のため、理事等が法人に貸付を行うことは好ましくありません。

（２）特別代理人の選任

法人と理事長との利益が相反する事項（例 法人と理事長間で建物の売買契約（賃貸借契約）を行う場合等）については、理事長は代表権を有せず、特別代理人を別途選任して医療法人を代表させることとなりますので、特に注意しなければなりません。

【法第４６条の４】

この場合、決議を行った社員総会（理事会）議事録の写し等を添付し、「特別代理人選任申請書」を知事あてに３部（正１部・副２部）提出して、特別代理人選任の申請を行ってください。

（３）業務の範囲

法人は定款（寄附行為）又は法令の規定する業務以外の業務は、収益を伴わないものであっても一切行ってはなりません。ただし、社会医療法人については、厚生労働省告示で定める範囲で収益業務を行うことができます。【法第４２条、法第４２条の２】

（４）剰余金配当の禁止

医療法人は、拠出（出資）又は寄附に対し配当を行うことは禁止されており、事実上、配当と見なされるような行為も厳に慎むべきです。決算後生ずる利益剰余金は、積立金とし、施設改善、従業員の待遇改善等に振り向けるのが適当です。剰余金があるからといって、理事長や理事等に対して金銭の貸付等を行うことはできません。【法第５４条】

第4章 定款（寄附行為）変更手続

1 変更認可が必要な場合

医療法人の名称、病院、診療所又は介護老人保健施設の開設又は廃止、役員定数の変更（寄附行為）により、定款（寄附行為）の条文を変更する必要がある場合には、定款（寄附行為）の規定に基づき、社員総会（財団医療法人の場合は、理事会及び評議員会）の決議を経て、知事の認可を受けなければなりません。【法第50条第1項】

2 申請手続

申請の際の提出書類は次のとおりですが、詳細については事前に御相談ください。

提出部数は3部（正1部・副2部）です。

《定款（寄附行為）変更認可申請を行う場合の提出書類》

（1）医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書

（2）添付書類

ア 定款（寄附行為）の新旧対照表及びその事由を記載した書類

イ 定款（寄附行為）に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類（変更することを決議した社員総会等の議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があること。））

ウ 定款（寄附行為）変更が、当該医療法人が新たに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときはア及びイの書類のほか次の書類

（ア）病院、診療所又は介護老人保健施設等の診療科目、従業員定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類及び図面

※ 添付する図面についての注意

①病院周辺の概略図 ————— 最寄りの駅、主要道路及び目標も記入すること。

②敷地図 ————— 地積図であることが望ましい。抛出（出資）と借地がある場合は朱線等で明確に区分すること。

③建物平面図 ————— 構造、出入口、用途等が分かるものであること。縮尺は任意であるが、50分の1～100分の1程度が望ましい。抛出（出資）と借地とがある場合は朱線等で明確に区分すること。

(イ) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び免許証の写し

(ウ) 定款（寄附行為）変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

エ 定款（寄附行為）の変更が、当該医療法人が法第42条各号に掲げる業務（附帯業務）を行う場合に係るものであるときは、ア及びイの書類のほか次の書類

(ア) 定款（寄附行為）変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

(イ) 当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類

オ 新たに基金の拠出（出資）又は寄附を受けるときは、その契約書又は申込書の写し（不動産の場合は、登記事項証明書及び不動産鑑定評価書を添付すること。）

カ 土地、建物等を賃借する場合は、その契約書の写し及び登記事項証明書

キ 変更前の定款（寄附行為）及び変更後の定款（寄附行為）案全文（変更前の定款（寄附行為）にあっては、原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）

※ その他、変更の内容により、添付書類が異なりますので、詳細については事前に御相談ください。

3 変更の届出

医療法人の事務所のみを移転するなどにより変更する場合又は公告の方法を変更する場合は、認可申請ではなく変更の届出が必要になります。【法第50条第3項】

《定款（寄附行為）変更届を行う場合の提出書類》

(1) 医療法人定款（寄附行為）変更届

(2) 添付書類

ア 定款（寄附行為）の新旧対照表

イ 定款（寄附行為）に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類（変更することを決議した社員総会等の議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があること。))

ウ 変更前の定款（寄附行為）及び変更後の定款（寄附行為）案全文（変更前の定款（寄附行為）にあっては、原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）

第5章 解散手続

1 医療法人の解散

医療法人は、下記の事由によって解散することができます。

- (1) 定款（寄附行為）をもって定めた解散事由の発生
- (2) 目的たる業務の成功の不能
- (3) 社員総会の決議（社団のみ）
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 社員の欠亡（社団のみ）
- (6) 破産手続開始の決定
- (7) 設立認可の取消し

このうち、(2) 及び (3) の事由により解散する場合には、医療審議会の意見を聴いた後、知事の認可を受けなければ、その効力は生じません。【法第55条】

手続等、詳細については事前に御相談ください。

2 解散認可申請手続

申請の際の提出書類は次のとおりですが、詳細については申請前に御相談ください。

提出部数は、3部（正1部・副2部）です。

《医療法人解散認可申請を行う場合の提出書類》

- (1) 医療法人解散認可申請書
- (2) 添付書類

ア 解散の理由書（解散するに至った経緯、理由を具体的かつ詳細に記載すること。）

イ 定款等に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類（解散することを決議した社員総会（理事会・評議員会）の議事録）

ウ 財産目録及び貸借対照表

エ 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

3 解散認可後の手続

認可後には次の手続が必要です。

(1) 解散登記

医療法人が解散した場合には、主たる事務所の所在地において2週間以内に解散の登記をしなければなりません。また、解散登記をしたときは、「医療法人登記完了届」により、知事あてに2部（正1部・副1部）届け出なければなりません。

(2) 清算人就任登記

法人の解散後、清算人により財務関係の清算手続きを行うことになります。清算人は、定款等に特に定めがある場合、又は社員総会において特に選任する場合以外は、原則として理事が清算人になります。【法第56条の3】

清算人が就任又は変更したときは、清算人就任の登記をして、「医療法人の清算人就任届」により知事あてに2部（正1部・副1部）届けなければなりません。

《清算人の就職を届ける場合の提出書類》

ア 医療法人の清算人就職届

イ 添付書類

(ア) 清算人の履歴書

(イ) 登記事項証明書

(3) 官報に掲載して公告（2か月以内に3回以上）

(4) 清算終了登記

清算が終了したときは、清算人は、清算終了の登記をし、かつ、登記事項証明書を添付して「医療法人清算終了届」により、知事あてに2部（正1部・副1部）届け出なければなりません。

4 解散届の手續

医療法人が、定款（寄附行為）をもって定めた解散事由の発生又は社員の欠亡によって解散したときは、「医療法人解散届」を知事あてに届け出ることになります。

《解散を届ける場合の提出書類》

(1) 医療法人解散届

(2) 添付書類

ア 定款（寄附行為）に定める手續を経たことを証する書類（解散することを決議した社員総会（理事会・評議員会）の議事録）

イ 財産目録及び貸借対照表

ウ 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

なお、上記提出書類の内容確認のための必要書類として、添付書類以外の書類を提出していただく場合があります。

また、資産合計よりも負債合計のほうが大きい、いわゆる債務超過の状態になっている医療法人は、法第55条の規定もありますので、必ず事前に御相談ください。

第6章 その他

1 医療法人に対する指導監督

(1) 報告及び検査

医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められるときは、当該医療法人に対し報告を求め、又はその事務所に立入り、検査をすることがあります。【法第63条】

(2) 法令等の違反に対する措置

医療法人の業務若しくは会計が法令に基づく知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることがあります。

医療法人が、この命令に従わないときは、知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたり、役員解任を勧告したりすることがあります。

【法第64条】

(3) 設立認可の取消し

医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後、1年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことがあります。

【法第65条】

また、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく知事の命令に違反した場合において、他の方法により監督の目的を達することができないときは、設立の認可を取り消すことがあります。【第66条】

(4) 罰 則

医療法人の医療法違反に関しては罰則の適用があります。

【法第71条の7から第77条】

2 合 併

社団医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団医療法人と合併することができます。【法第57条第1項】

また、財団医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の規定がある場合において、原則、理事の3分の2以上の同意がある場合、他の財団医療法人と合併することができます。

【法第57条第2項・第3項】

合併は、医療審議会の意見を聴いた後、知事の認可を受けなければ、その効力は生じません。【法第57条第4項・第5項】

手続等、詳細については、申請前に御相談ください。

3 複数の都道府県で病院等を開設する医療法人

複数の都道府県で病院等を開設する医療法人については、都道府県知事の認可ではなく、地方厚生局長の認可を受けなければなりません。【法第68条の2】

定款変更等の認可申請、各種届出は、主たる事務所の所在地の都道府県（提出先は保健所）を経由して、地方厚生局長に対して行います。

（注）各種申請書・届出書の提出部数は、知事認可の場合より、1部多くなります。

4 特定医療法人、特別医療法人及び出資額限度法人

（1）特定医療法人

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2の規定により、国税庁長官の承認を得て法人税の軽減税率が適用される医療法人を、特定医療法人といいます。

（2）特別医療法人

開設する医療施設の業務に支障のない範囲でその収益を医療施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣の定める収益事業を行うことができる医療法人を、特別医療法人といいます。

なお、法改正により、平成19年4月1日以降は新たに特別医療法人になることはできません。

（3）出資額限度法人

出資持分の定めのある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分返還請求権や医療法人の解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにしている医療法人を、出資額限度法人といいます。

既存の出資額限度法人については、平成19年4月1日以降は、いわゆる「経過措置型医療法人」に位置付けられることになります。

(4) 経過措置型医療法人

平成19年4月1日以前に設立された医療法人又はそれ以前に設立認可申請をし、平成19年4月1日以後に設立認可を受けた医療法人で、持分の定めのある医療法人社団を、経過措置型医療法人といいます。

5 附帯業務

医療法人は、その開設している病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、法第42条に定める業務を行うことができます。ただし、これらの業務を行う場合は必ず定款（寄附行為）に定めておかなければなりません。【法第42条】

なお、附帯業務を含む医療法人の業務の範囲の詳細については、巻末の「医療法人の業務の範囲」を参照の上、手続等の詳細については事前に御相談ください。